

## 『国際文化論集』第16号刊行にあたって

『国際文化論集』第14号（山崎春成教授退任記念号）に「山崎前学長と桃山学院大学の『発展』」と題する「献辞」を寄せられた経営学部教授徐龍達氏から、総合研究所を通じて、『国際文化論集』第16号公刊の時期に合わせて同氏執筆による「徐稿の一部『表現の変更』について」なる一文を掲載してもらいたいという要請が編集部になされた（4月16日）。

また、ほぼ時を同じくして、国際文化学会長に対して、経営学部「大学院設置推進委員会委員（当時）」鬼塚光政、鈴木幾多郎、武田久義、全在紋各教授連名での、〈徐龍達教授稿「山崎前学長と桃山学院大学の『発展』」に対する意見表明〉（A4サイズ、計6枚）なる一文の『国際文化論集』への掲載要請があった（4月25日）。これは全部で12項目から成り、資料として〈徐龍達教授稿「山崎前学長と桃山学院大学の『発展』」に対する暫定的意見表明〉（経営学部大学院設置推進委員会委員（当時））ならびに〈『国際文化論集第14号…山崎春成教授退任記念号』に関する所見〉（総合研究所長後藤邦夫、国際文化学会長山川偉也）を付したものである。この文章は、

1. 『国際文化論集』第14号に掲載された徐氏の「献辞」が、当時経営学部大学院設置推進委員会委員であった上記4氏に対する「告発」的言辞を含んでいることを指摘し、そのうえで
2. その「差別呼ばわり」にかんしては、かえって徐氏のほうが「差別の具体的な内容を〈立証〉」する責任を有することを述べ、さらに
3. 経営学部長の懲処により、この件に関する「調停の場」がもたらされた事實を挙げ、
4. その「調停の場」において上記4氏は徐氏の「告発」の内容について「厳重抗議」を申し入れ、その結果、  
① 「『外国人任用差別』」（徐稿、217ページ、5行目）は「『外国人任用

差別』と思った事態」と訂正すること

②「上述の差別事件」(徐稿, 217 ページ, 21行目) は「上述の差別と  
思った事態」と訂正すること

の2点について徐氏が認めたという事実を確認し,

5. 徐氏に対し, 4氏は, その旨を次号『国際文化論集』に徐氏みずから  
投稿することを強く求めたこと

を述べることを主旨とし, さらに, 徐稿における「事実誤認」に類するものを指摘（6項, 7項, 8項）したうえで, 「経営学部大学院設置推進委員会（当時）において, 徐稿にあるような, 『外国人任用差別』のごとき, いっさい存在しなかった。存在するはずもない。人事は一点の曇りなく, 公正かつ民主的に進められた」こと（9項）をアピールするものであった。そして残る第10～12項は, 問題の多いこのような徐氏の文章を掲載したことについて, 『国際文化論集』第14号の編集ならびに国際文化学会のその後の対応の責任を厳しく追及するものであった。

その責任追及は, 上記の文章を作成された4氏からすれば, 当然のものであったともいえよう。しかしこの点については, 次のような事情があったことを記しておかねばならない。すなわちそれは『国際文化論集』第14号は山崎春成現名誉教授が本学を退任されるにあたって企画された特別号で, 本学会会員以外にも広く寄稿を求めたこと, 問題の「献辞」についても同様であり, 無審査で掲載するという編集方針が取られたという事情である。事前に定められたこの編集方針からすれば, 内容の如何を問わず, 「献辞」として寄せられた一文については, 掲載せざるをえないという事情が編集部にはあった。徐氏の「山崎前学長と桃山学院大学の『発展』」と題する一文は, このような文脈において第14号に掲載されることとなった。この件については, 4氏をはじめとする関係諸氏に謝罪するほかない。

ところで, 特別企画号ではない本号（第16号）は通常の方針にもとづいて編集され, 研究論文ないしそれに準ずるもののみが掲載されるべきである。しかるに徐龍達氏ならびに経営学部4氏より掲載要請のあったそれぞれの文

章は、これとは著しく性格を異にするものである。この点についていかに対処すべきか、国際文化学会役員会は合議を重ね、次の結論に達した。すなわち

1. 徐氏の「表現の変更」ならびに4氏の「意見表明」は、「論文」「研究ノート」「書評」の類として扱うには無理がある。したがって、それらの掲載を考えるとすれば、本号巻末に掲載するしかない。
2. 徐氏より掲載要請のあった「表現の変更」にかかる文章については、経営学部7氏の合意事項を反映するものであるので、その全文を掲載し、経営学部4氏の「意見表明」については長文のため、4氏の了解を得たうえで、その要旨を掲載する。
3. 徐氏「表現の変更」(2ヶ所)は、文脈から明らかなように「外国人任用差別」と称される「対外関係」にもかかる事柄である。これをめぐって徐氏が第14号での意見を「調停の場」を経て変更するにいたったということは、経営学部4氏のみならず本誌の信用や名誉にもかかることであり、明らかにしておくべきである。
4. 『国際文化論集』第14号における徐氏の「献辞」をめぐる問題について本誌の紙面を割くのは今回かぎりとする。

経営学部4氏より要請のあった文章については、経過説明のなかすでにその要旨を掲載した。そこで、以下には、徐氏から寄せられた一文のみを掲げることとする。ただし、思ぬミス・プリントその他が起こりうることを考え、写真版でこれを掲載させていただく。

本紙の文責は  
桃山学院大学



P.

国際文化学会

「論集」編集委員会 坂昌樹先生  
机下

徐炳の一郎「表現の変更」について（要請）

『国際文化論集』第14号(96年9月刊)所載の拙稿、  
“山崎前学長と桃山学院大学の「発展」”  
について、このちがい(今後の校外関係を考慮して)  
次のとおり「表現の変更」(改訂)をいたしました。  
貴論集次号において、お掲載をお許しいただけます。

(1). 徐炳217頁上5行目、「外国人教授任用差  
別に対する抗議」を「外国人教授任用差別の  
と考える事態に対する抗議」に変更。

(2). 同頁下8行目、「上述の差別事件はひとまず…」  
を、「上述の差別と考える事態はひとまず…」  
に変更。

1997年4月16日

桃山学院大学経営学部

徐 龍 達



桃山学院大学

1997年9月16日

国際文化学会役員会